

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午前10時00分開議

日程第 1

一般質問

- | | | |
|------|--------|------|
| 質問順序 | 1. 10番 | 菅沼 淳 |
| | 2. 7番 | 滝本幸夫 |
| | 3. 11番 | 土屋和幸 |
| | 4. 8番 | 三上 元 |
| | 5. 13番 | 佐原佳美 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（神谷里枝） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりでございます。

○議長（神谷里枝） 日程第1、一般質問を行います。

3月3日に引き続き、一般質問を行います。

本日の質問順序は、受付順により、1番、菅沼淳議員、2番、滝本幸夫議員、3番、土屋和幸議員、4番、三上元議員、5番、佐原佳美議員と決定いたします。

初めに、10番 菅沼淳議員の発言を許します。

それでは、10番 菅沼淳議員。

〔10番 菅沼淳登壇〕

○議長（神谷里枝） はい、菅沼議員。

○10番（菅沼淳） おはようございます。10番 菅沼淳でございます。初めてのトップバッターということでよろしくお願いをいたします。

最近、視力とか聴力が大分衰えておりまして、髪の毛なんかもどんどん後退しちゃっておりまして、何とか頭までまっしぐらということでございまして、年を感じております。本日は気持ちだけはまだまだ若いと思って、元気に頑張って質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の主題は、市道整備・管理に伴う用地問題についてということで、質問をしようとする背景や経緯であります。市道の整備は、地域社会の基盤を築き、円滑な交通の確保、良好な市街地の形成、交通施設機能、環境保全機能、防災機能、都市施設のための空間機能など、市民の暮らしを豊かにするために様々な目的を持っております。

しかしながら、市道の整備には、安全性、老朽化、バリアフリー化など様々な課題があります。特に、道路整備事業におきましては、関係地権者の理解や

協力が必要不可欠であります。用地買収を伴う道路整備では、地権者の合意が得られず、事業に着手できなかったり、長期化したりする問題が起こることがあると思われます。

道路事業は沿線住民だけではなく、道路利用者全体にも深く関係しております。住民は、事業がもたらす影響を懸念することが多く、多様な利害関係において地権者の理解や協力を得ることは簡単ではないことも認識しておりますが、地権者との合意形成は事業をスムーズに進めるために非常に重要であります。

今回、地元地域においても関係地権者との合意形成が困難で、問題が長期化していると思われる道路が存在していることから質問をさせていただくものであります。

質問の目的。公共の利益に資する市道整備に係る用地問題については、早期解消に向けて今後も引き続き努力をお願いをしたいということでございます。

それでは、最初の質問です。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○10番（菅沼淳） 市内の道路整備事業において、整備が進んでいない場所が何か所か存在しております。関係地権者との調整に起因するものと考えられますが、進んでいない理由をお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。都市整備部長。

〔都市整備部長 勾坂隆弘登壇〕

○都市整備部長（勾坂隆弘） 菅沼議員にお答えいたします。

道路整備事業が実施されているにもかかわらず、部分的に整備が行われていない箇所につきましては、用地取得に関し、関係地権者との合意形成に時間を要していることや、補償内容に対する理解が得られていないこと、境界確定に関する課題や相続未登記土地への対応などが主な要因として挙げられます。

こうした箇所は市内に幾つか存在していると認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼淳） 補償とか境界確定、それから

相続の問題などで地権者との合意形成に時間がかかり、整備が進んでいないということで理解をいたしました。

ちなみに公共道路の整備について長期間時間を要し、地権者との合意形成に至らない場合、用地を強制的に収容する手段があるのかどうか、あるとすればどのような手順で行われるのか。また、市ではそのような事例があったのか、お伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

市道整備は土地収用法上の収容適格事業に該当するため、法令上は一定の要件を満たせば収用は可能であると考えております。しかしながら、収用には都道府県知事の事業認定が必要であり、公益性や必要性の厳格な審査を受けることとなります。また、十分な説明と誠実な任意交渉を尽くすことが前提であると考えております。

本市では、これまでに任意交渉を基本としておりまして、土地収用法に基づく収用を実施をした事例はございません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 一定の要件を満たせば収用は可能であっても、市としては任意交渉を基本としていて、これまでに実施した事例はないということが分かりましたけれども。逆に交渉がどれだけ長期に及んでも、本市では強制収用を実施することはないと、そういうことでよろしいですか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

事業の公益性や必要性といったところ、それから十分な説明、誠実な任意交渉を尽くしているかどうかというところがやっぱり1つのポイントとなります。市としましては、基本的にはやはり任意交渉というのが基本だと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 粘り強く交渉をするということでした。

じゃあ次、行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○10番（菅沼 淳） 2つ目の質問です。解消に至らない理由をお伺いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

箇所ごとにそれぞれ複雑な事情がございますが、主な要因としては、そもそも事業への理解が得られていないことをはじめ、地権者の生活設計への影響、代替地の問題、補償費の算定に対して認識の相違があること、土地の境界について見解に相違などがあり境界が確定できていないこと、過去に整備を行った道路で、どのような経緯で道路内に個人の土地が残ってしまったのか、資料がなく原因が分からないことなどが挙げられます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 事業への理解が得られず、見解や認識の相違で解消に至らないということが分かりました。

ただいまの答弁の中で、過去の整備については資料がなく原因が分からないという答弁がありましたけれども、資料がないというのはどういうことでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

資料がないとは、当該道路整備に係る用地取得や登記手の経過を確認できる契約書や決裁文書などの行政文書が保存しておらず、当時の処理状況を客観的に確認できない状態を指すものであります。未登記が生じた原因といたしましては、一般論としましては用地取得は行ったものの、分筆や所有権移転登記が未了であった可能性がある、あるいは地元からの提供などにより登記手続を経ないまま道路として利用が開始された可能性、それから事業完了後に登記手続が行われなかった可能性などが考えられます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。ここは分かりました。

じゃあ次、3問目、行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○10番（菅沼 淳） 市道において長期間、市の木製バリケードや三角コーンが設置されている場所が見られますが、市はどのような理由でそのような対応をされているのかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

木製バリケードや三角コーンの設置は、道路の安全確保などのため、暫定的な措置として実施をしているものです。具体的には、段差や未整備区間における事故防止や用地未取得部分への車両の進入防止などを目的としております。

恒久的な整備が完了するまでの間、通行の安全を確保する観点から、道路管理者として必要な措置を行っているものであり、状況を確認しながら適切な管理をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 安全確保のためということとは分かりました。

一方で、バリケードや三角コーン設置場所に隣接する地権者には、通行の妨害、嫌がらせをしていると思われるような配慮も必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

未整備区間にバリケードや三角コーンを設置する場合は、安全確保や事故防止を目的とするものである一方で、説明が不足しますと隣接地権者が通行の妨害や嫌がらせをしているような、そういった誤解を招くおそれもあると思われます。このため、設置目的を明確にしまして、可能な範囲で事前説明を行うなど、隣接地権者への配慮に努めることが必要であると考えております。

今後も安全確保を前提に、丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。やっ

ぱり地権者の名誉の問題もありますので、よろしく御配慮のほう、お願いしたいと思います。

じゃあ4問目、行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○10番（菅沼 淳） 道路整備完了後、関係地権者が事業確認のため資料開示請求をするに当たり、市の対応として全部または一部を開示しない取扱いとすることがあるのか、また、そのような場合にはどのような理由が考えられるのかお伺いをいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

文書開示請求につきましては、湖西市情報公開条例の規定に基づき適正な対応をしております。

条例第5条では、公文書の開示義務を定めておりますが、例外として、個人情報や、法人の正当な利益を害するおそれのある情報、用地交渉に係る内部資料などにつきましては、条例の規定により全部または一部を非開示とする場合がございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ちょっと確認させてください。整備完了後に関係地権者が事業確認のために資料を請求することについては不開示とする情報は一般的には含まれておらず、基本的には請求された資料は全て開示するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

整備完了後の事業確認のための資料がどういった範囲となるのか分かりませんので、請求される資料ごと、個別に判断する必要があると思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、用地交渉に係る内部資料など、部分開示または非開示とする理由に該当しないものについては全て開示するものと認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございます。部分開示とか非開示とする理由がないものについては全て開示するという事で分かりました。

もう一点、ちなみに道路整備事業についての資料

には、保管期間とか開示の時効などは決められているんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

湖西市公文書管理規程により定められているというところでございます。令和6年4月1日に施行されました現在の規程では、文書の区分や利用の見込みなどから1年、3年、5年、10年または30年の保存期間が定められております。また、必要に応じて保存期間が満了した後、再度保存期間を延長する場合もございます。契約、発注に関する文書につきましては、利用頻度に応じて5年、10年または30年とされておりますが、道路整備事業に関する文書はこれに該当しまして、一般的には5年を保存期間としております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） 規程によって文書の区分や利用の見込みなどで、それぞれ保存期間が定められていて、道路整備事業に関する文書というのは一般的に5年が保存期間ということで分かりました。

それでは、最後の質問をお願いします。

○議長（神谷里枝） はい。

○10番（菅沼 淳） 市は、地権者間との問題解消につきどのような対応をされてこられたのか、また今後どのような対応をお考えか伺います。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

道路用地取得の交渉がまとまっていないケースにつきましては、地権者に事業の必要性や整備の効果、用地補償の考え方、事業スケジュールなどを丁寧に説明するとともに、地権者の暮らしぶりやライフイベントにも留意をしまして、協力が得られるよう交渉を継続してまいりたいと考えております。

また、境界が確定できていないケースにつきましては、これまでも境界確認のお願いをしておりますけれども、引き続き、境界確定ができるよう現地立会いなどの対応をお願いしてまいります。

道路内民地となっているケースにつきましては、道路管理者として土地の権原を取得するため、所有

者から申出をしていただき、道路の区域になった経緯も踏まえた上で、必要な手続を進めてまいります。

今後とも、公平性を確保しつつ、対話を重ねることで信頼関係の構築を図り、問題の解消に努めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 菅沼議員。

○10番（菅沼 淳） ありがとうございました。問題解消に向けて前向きで、大変誠意ある答弁だったと理解をいたしました。

地権者との問題解消には、先ほどの答弁にありましたように、見解や認識の相違から合意形成に至ることが困難であることはよく分かります。長期間に及ぶ交渉の過程において、地権者は行政に対し、主張する問題を理解されていないと考え、また対応においても不信感を積み重ね、問題はさらに深刻化し、合意に至らず、今日に至っていると思われます。

最後に、行政におかれましては、これも先ほどの答弁にありましたが、市民の暮らしを豊かにするため、誠実に対話を重ねていただき、早期の問題解消、合意形成に向け、引き続き御尽力をいただきますようお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で10番 菅沼 淳議員の一般質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 次に、7番 滝本幸夫議員の発言を許します。

それでは、7番 滝本幸夫議員。

〔7番 滝本幸夫登壇〕

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7番（滝本幸夫） 7番 滝本幸夫でございます。何か久しぶりにここへ立つんでちょっと緊張してますけれども、私、得意の白須賀なもんですから、農業の分野を主に掘り下げていきたいなと思っております。それではスタートします。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○7番（滝本幸夫） 体験型ファームステイを活用した就農のきっかけづくりについて。

質問しようとする背景や経緯。本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、将来的な農業の持続性や農地の維持が大きな問題となっています。

一方で、農業に関心を持つ人は一定数いるものの、実際の農作業や農村での暮らしを具体的に知る機会が少なく、就農に踏み出すまでのハードルが高い状況にあると考えます。

近年、全国では、農作業体験や農村での生活を一定期間体験できる「体験型ファームステイ」を通じて、農業の実情を知ってもらい、就農への関心を高める取組が進められています。

全国にあるんですけども、例えば、福島県郡山市では、農作業体験や地域活動への参加を通じて農業の実情を理解してもらい、その後、就農相談窓口や新規就農支援制度につなげる取組を行っています。単なる短期体験にとどまらず、地域との継続的な関わりを持つことで、将来的な就農につなげている事例も見られます。

本市においても、農地や空き家、公民館などの既存資源を活用し、農業体験と地域との交流を組み合わせた取組を行うことで、就農のきっかけづくりにつながる可能性があるのではないかと考えます。

質問の目的。体験型ファームステイを1つの手法として、農業に関心のある人が実際に農業や農村生活を体験し、将来的な就農へとつながるきっかけを創出するため、本市における担い手確保に対する課題認識、体験の重要性に対する考え方、そして市として今後の取組方針について確認することを目的とします。

では、質問事項に入ります。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○7番（滝本幸夫） 1番目、本市において、農業の担い手不足や農地の遊休化が進む中で、将来の就農者をどのように確保していくことが課題であると認識していますか。

以上が1つ目です。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。産業部長。

〔産業部長 松原聡史登壇〕

○産業部長（松原聡史） 滝本議員にお答えをいた

します。

議員御指摘のとおり、農業の担い手不足や農地の遊休化は湖西市においても大きな課題であるというふうに認識しております。

市内の担い手数として、農林業センサスの販売農家戸数は、令和2年には435戸でしたが、直近の令和7年では340戸に減少しております。

また、湖西市の遊休農地面積、こちらは令和7年の数値で市内農地の約5.5%に当たる67ヘクタールとなっております。

就農者の確保に当たりましては、主要な経営体への集積や集約、市外からの農業法人の参入、基盤整備等による農地の機能向上など様々な手段がございます。昨年作成した地域計画におきまして、各地区の意見や特性に応じた取組方針が定められておりますので、その方針に基づき対応してまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7番（滝本幸夫） ありがとうございます。答弁の中で地域計画の話がありましたが、白須賀地区の地域計画の内容はどういうものでしょうか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えをいたします。

白須賀地区の地域計画でございますけれども、農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心とした担い手に農地の集積を図る旨が定められております。具体的にはほかの市の法人の参入等は希望しておらず、まずは地域内の担い手、次に市内のほかの地域での担い手の順で白須賀地区内の農業地の集積を図るということとしております。

実際にこの方針に基づきまして、本年度も白須賀地区の認定農業者が中間管理事業を活用して農地の集積や集約を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7番（滝本幸夫） ありがとうございます。実態をやっぱり見てても、今、お話の中にあるように、少しずつではあるんですけど進んでいるというのは感じられるところなものですから、続けてよろしくをお願いいたします。

続きまして、2 番行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○7 番（滝本幸夫） 将来の就農者を確保していくため、新規就農者への補助金等があると思いますが、効果はいかがですが。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えをいたします。

現時点におきまして、新規就農者向けの補助金といたしましては、新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金というものがございまして、就農後最大3 年間、年間165万円を補助する事業となっております。

湖西市内では、この事業の前の補助金である次世代人材投資事業を利用して6 名が新規就農しておりますが、全員がこれまで営農を継続しているところです。

農協や農業委員会、県、それから本市が連携してサポート体制を構築し、営農技術や農地、経営資金といった多角的な観点で新規就農者を支えることにより、このような営農の継続に結びついたというふうに考えており、今後もこうした協力関係の下、就農者の確保や育成に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7 番（滝本幸夫） どうもありがとうございます。私なんかも見ていても、やはり教えていただくほうの形がよく取れていることが多いので、やはり人間関係をすごく重要視してるなという感じがします。中に入っていきますと、やっぱり汗かいてますんで、そのことが非常にプラスになってるなと。ですからやはりそれは、これ今、ファームステイである程度増やしていただけるような形を取っていくというふうに結びつけていけたらいいなと思います。ありがとうございます。

次、行きます。

○議長（神谷里枝） はい、3 番目ですね。

○7 番（滝本幸夫） 湖西市に限らず、農業従事者が減少していることの要因の1 つとして、実際の農作業や農村での暮らしを知る機会が少なく、農業に関心があっても就農に結びつきにくいという点があ

ると考えます。農業や農村生活を体験できる機会を設けることが就農のきっかけづくりにつながると考えますが、市のほうはどのようにお考えですか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えをいたします。

全国農業会議所が令和6 年に行いました新規就農者の就農実態に関する調査というものがございまして、こちらによりますと、就農前の農業との触れ合いで最も多いのが農業体験の27.3%となっており、湖西市といたしましても就農のきっかけとして農業体験が重要であるというふうに考えております。

湖西市内でも、オープンファームによる生産現場の見学や体験、農業振興協議会による小学校での田植え体験など、農業を知ってもらう、体験してもらうための様々な取組が行われていると承知しています。

また、県におきましても、静岡県内での就農希望者向けの短期農業インターン受入事業というものを行っております。

こうした取組を通じまして、就農のきっかけづくりにつなげてまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7 番（滝本幸夫） ありがとうございます。いろいろな手だてがあって、それを実行していただいているというのはよく分かりますので、続けていっていただきたいなと思います。

やはり我々もそうですけど、サポートする側もやっぱりやりやすいほうがいいもんですから、分かりやすい形を取っていただくというところがありがたいと思います。

それでは、4 番行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○7 番（滝本幸夫） 人口減少や一次産業者の減少といった課題の解決を目指し、移住イベント等の場で体験型ファームステイを活用・啓発する取組を市の施策として位置づけ、推進していく考えはありますか。

○議長（神谷里枝） 産業部長。

○産業部長（松原聡史） お答えいたします。

静岡県が令和6年に行いました調査によりますと、移住を検討している方が思う静岡県の魅力として第1位が「自然環境」、第2位が「食べ物がおいしい」となっており、その両方を効果的にPRできる体験型ファームステイは、移住イベント等の場において非常に有効な施策であるというふうに考えております。

一方で、体験型ファームステイを活用するためには、実際に受入れや運営を行う農業者の方の意欲が不可欠でありまして、今後、農業者との意見交換を行うとともに、国の農山漁村振興交付金など支援策の情報収集を継続的に行い、活用に向けた取組を進めてまいります。

また、令和8年度から開始いたします湖西市プロモーション戦略におきましては、「食」をテーマ、食べることをテーマに湖西市の魅力を発信していく予定でございます。「湖西市の農産物」の魅力を通して農業の振興にもつなげてまいります。

以上でございます。

○議長（神谷里枝） 滝本議員。

○7番（滝本幸夫） ありがとうございます。今、お話をいただいたようなことである程度、中に入ってくるという形、入りやすい形、これをつくっていただくのが非常にいいのかなと思います。親しめるようなお話も、農地へ行きますとよくお話しされて、よその方と話してる方、いるんですがね、そういった方の話聞いてても、やっぱりおいしいのは当たり前なんだけど、その温かさというのがすごく必要かなと思いますので、その辺をまたバックアップしていただいて、市長にもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（神谷里枝） 以上で7番 滝本幸夫議員の一般質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 次に、11番 土屋和幸議員の発言を許します。

それでは、11番 土屋和幸議員。

〔11番 土屋和幸登壇〕

○11番（土屋和幸） 11番 土屋和幸です。私は浜

松湖西豊橋道路についてと、学校再編についてをお尋ねをいたします。

まず、主題ですが、浜松湖西豊橋道路について。

質問しようとする背景や経緯でございますが、田内市長になられてから北部地区を取り巻く環境が大きく変わりました。そのうちの1つは浜松湖西豊橋道路です。この道路が大知波地区、知波田地区を分断してしまうことや、農業・環境、生活への影響を心配する声が地元では上がっております。

実は私は25歳まで大知波地区で生まれ育ってきたわけですが、そういった意味で大知波がいわゆる縦断されるとということが非常に残念な気持ちもございまして、そういったことから私は質問をさせていただきます。

そして、大知波地区とか知波田地区は、これは将来にわたって現存して当然いくわけですが、今後何十年、何百年たってもその地域は継続して生活をしていくわけです。そういったことから、工事に関わる方は工事が終わればそれでさよならですが、そこで生活をされる方は終生の地域であります。

そうしたことから、今日のお答えしていただくことに関しては、当然何十年、何百年という後世に当然語り継がれていく話ですので、いわゆる差戻しは当然できませんので、そのことを十分承知をしていただいて、御回答をお願いいたします。今後も何年も続いていく地域住民の声を丁寧に聞いていただきたくて、市長、市の担当者が代わっても住民が安心できるように、慎重に市政を進めていただきたいことから質問をさせていただきます。

質問の目的です。

まず1番目、令和7年11月に都市計画原案に関する説明会を開催されましたが、現在、都市計画決定手続はどの段階でしょうか。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。都市整備部長。

〔都市整備部長 勾坂隆弘登壇〕

○都市整備部長（勾坂隆弘） 土屋議員にお答えをいたします。

浜松湖西豊橋道路につきましては、早期事業化に向け、現在、静岡県・愛知県・浜松市・豊橋市及び

湖西市の2県3市で足並みをそろえて都市計画決定の進められているところです。

令和7年の11月には、豊橋市、浜松市及び湖西市が、それぞれの区間の都市計画原案について説明会を開催し、令和8年3月には各市で公聴会が開催されています。湖西市におきましては、3月の17日、火曜日の午後1時半から、健康福祉センターおぼとにて、静岡県により公聴会が開催される予定です。

また、環境影響評価手続につきましては、令和6年7月に環境影響評価方法書の公告・縦覧が行われ、現在は、調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果とともに、環境保全に関する考え方を取りまとめる環境影響評価準備書を作成している段階と伺っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。3月17日に公聴会が県によってということなのですが、こういったものは説明会というと、市がやったり、県がやったりするものなんですか、どこが実際事業主体でどこがやるのがいいのか。

それともう一つ、環境評価というのはどこまでやるかを教えてください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） お答えをいたします。

令和7年の11月に市が主催をしまして、都市計画原案の説明会ということで行っております。原案につきましては、市から県のほうへ原案の申出をしまして、県のほうで公聴会を行うという流れになります。

事業主体についてはまだ決まっていない状況となっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 環境のほうはいいですか。

○都市整備部長（勾坂隆祐） すみません、環境影響評価につきましては、都市計画決定権者であります県が行うということになっております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ごめんなさい、僕の言い方が

悪くて。環境影響評価はどのような内容を調査するのか教えてください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） お答えをいたします。

環境影響評価ということで、17項目ほどの環境に係る項目につきまして調査・予測・評価・環境保全措置の検討ということで、その17項目といたしますが、大気質でありますとか、騒音、振動、低周波音、水質、地下水の水位、河川の変化ですとか、日照の障害ですとか、動物・植物の生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財等、項目がございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございました。いろいろ調査をされるということで了解いたしました。

次に、2番ですけど、いいですか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○11番（土屋和幸） 予想される手続のスケジュールを教えてください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） お答えをいたします。

令和8年3月に開催されます公聴会において陳述をされました意見を検討し、案が確定された後、都市計画案の公告・縦覧、意見書の受付が行われる予定です。同時に、環境影響評価準備書の公告・縦覧、意見書の受付、説明会の開催が予定をされています。

都市計画案につきましては、その後、市・県の都市計画審議会での議を経て、県が都市計画を決定することとなりますが、ここまではまだ数年を要するものと見込まれております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございました。

それで3番に行きます、いいですか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○11番（土屋和幸） この事業に対しては、市はどのように関わっているかを教えてください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） お答えをいたします。

浜松湖西豊橋道路は、隣接する都市圏との連携を強化し、産業活動の効率化、観光により地域の活性化を促す「都市間連携軸」として重要な道路でございます。本市としましては、国・静岡県・愛知県・浜松市・豊橋市と協力しながら早期整備に向け都市計画及び環境影響評価の手続を進めているところで

す。

本市域における都市計画決定は県が行うこととなりますが、都市計画法に基づき、あらかじめ市町村の意見を聞くこととされております。

また、環境影響評価法に基づき、都市計画決定権者は、「方法書」や「準備書」の公告・縦覧の期間が経過した後、関係する市町村長に対し書類を送付しまして、意見を求めることとされております。

本市としましては、「都市の健全な発展と秩序ある整備」、「環境の保全についての適正な配慮」という都市計画法及び環境影響評価法の理念に基づきまして、法令に基づく意見提出等の機会を通じ、長期的かつ全市的な視点から、都市機能や市民生活基盤との調和と環境への配慮を徹底するとともに、着実かつ迅速に事業が推進されるよう役割を果たしてまいります。

また、本事業が地域にとってよりよいものとなるよう、引き続き、地域との意見交換などを通じて、地域が抱える課題を伺い、地域とともに課題解決に向け取組を進めていく役割を担っていると考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。それで、地域と課題ということなんですけども、いわゆる地域は非常にいろんな意味で不安を持ってるわけですが、そういったものも課題の1つとして考えてみえるかどうか、教えてください。その地域の課題というのはいわゆる縦断されるとか、そういったことに対して市がここに関わるができるのかどうか、教えてください。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） 地域が懸念する課題ということでは集落の分断ですとか、環境の悪化、

あるいは人口減少ということで、そういった課題があるというふうに伺っております。

市としましては、道路やその周辺で何かできることがないかですとか、まちづくりの観点から地域との対話を通じて地域の活性化ですとか、暮らし環境の改善などで取り組めることがないか、そういったことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。それで今、そういう暮らしの環境、例えば市長が言われた知波田駅の周辺を活性化するとか、統廃合される予定の知波田小学校の跡地を何とかしていこうという、そういったことが本当に市は取り組んでいけるんですかどうか、ちょっとその辺のところ、その気があるかどうかをお聞きます。

○議長（神谷里枝） いいですか、市長。

○市長（田内浩之） 土屋議員、御質問ありがとうございます。知波田小学校の利活用ということと、あと知波田駅周辺の活性化ということで、その点に関しては、しっかりと市として取り組んでまいりたいと思います。

進め方に関しましては、地元の皆様にもお伝えをさせていただいてるんですけども、ゼロベースで地元の皆様と一緒に何ができるかということこれから探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） そういった言い方しちゃうと、将来はこれは何十年後の話ですから、そういういわゆるこの工事というのは、10年、20年、30年かかるというふうに聞いておりますので、下手したら50年かかるかもしれない。そういった大工事なので、今、ゼロだったら、それ、当然、我々は、ここにいる人はみんな亡くなってるか、車の運転なんかとでもできるような状況じゃないと思うんですけども、我々が今残ってる人たちが、今現存してる人たちが将来にわたって、この地域を何とかしていくということをやろうというか、例えば白須賀の鉄道の話の時々するんですけども、白須賀に鉄道通ればねというのは

今でもする。何十年、何百年たってもするような話なんですよ。だから今、市長が言われたようにゼロベースでやりますと言われても、実際そのときの様子なんか分からないんで、市はいわゆる引き継いでもらえるかどうかをきっちりお約束を今の段階でしないと、地域の人たちは納得できないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（神谷里枝） いいですか、市長。

○市長（田内浩之） 御質問ありがとうございます。土屋議員、まずお伝えをしたいのが、まず今回の浜松湖西豊橋道路の件と、知波田小学校の利活用、そして知波田駅のにぎわいづくりというものは、ちょっと別で考えていただけるとありがたいと思っております。

私も北部地区の活性化というものはやはり取り組みたい、もちろん南部もそうなんですけれども、新居もそうですけれども、取り組んでまいりたいと思いますので、そこは全く別で切り離して考えていただくとありがたいかなと思います。

特に知波田小学校の利活用と知波田駅のにぎわいづくりに関しましては、やはり若い方の御意見もたくさん聞きたいところでございますので、そこはもう早速話合いに入って、じゃあ具体的に何ができるかなということは急ピッチで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。そうすると道路とは切り離して知波田の活性化を図っていかれるということで、市長のお考えは分かりました。

じゃあ4番目へ行きます、いいですか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 土屋議員、今、ちょっと大知波・知波田の活性化ということで今お話をいただきましたが、もちろん大知波・知波田も活性化していきたいんですけれども、やはり北部という形で私は考えておりますので、そこはちょっと共通の認識を取らせていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） それは分かりました、了解しました。

じゃあ4番に入ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○11番（土屋和幸） 市は、原案ルートをどのように評価してるかというのは、これは三、四年前に、大知波の北側の山を通っていくということを提示されたというふうに聞いたり。それとアンケート調査をしたという人もいる。そういったことはその辺の結果とか、それが今の予定のルートに変わった経緯をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（神谷里枝） すみません、土屋議員、通告によりますと、4番目の質問は、市は原案のルートをどのように評価しているかという通告でございますが、それでよろしいですか、質問の内容は。

○11番（土屋和幸） いいですよ、はい。

○議長（神谷里枝） では、都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） お答えをいたします。

原案ルートにつきましては、本市の貴重な自然環境や歴史的文化財、市民の生活基盤への影響を極力回避するとともに、地形や周辺施設などとの位置関係、市内道路網の状況、産業や防災などの観点から見た土地利用の状況などを精査した上で、道路の走行性や安全性、維持管理性、経済性、市内へのアクセスなどが総合的に検討されたものと評価をしています。

浜松湖西豊橋道路を契機といたしまして、産業の活性化や防災機能の強化、交流の拡大などにより、持続可能な発展を目指す本市にとっても、合理性のあるルート及びインターチェンジの位置であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） それで、私が言いたいのは、いわゆる山寄りのルートを三、四年前、工事期間からすれば三、四年前なんて昨日のことですよ。それが提示をしたり、アンケート調査をした結果でこの原案のルートが出てきた、市が提示したというルートだということなんですけど、その辺の関連は全然な

いですか。そんなものは昔の話で、どうでもいい話というふうに考えればいいんですか。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） お答えをいたします。

土屋議員、今おっしゃいました3から4年前のアンケートということで、まずお答えをさせていただきますと、令和元年と令和2年と2回アンケート調査が行われております。目的としましては、浜松湖西豊橋道路のルート帯ということで、約1キロ幅のルート帯、それを決定をするに当たり、国の計画段階評価の手続の中で地域の意見を反映させるため実施をされております。

アンケートの結果というところですが、浜松湖西豊橋道路の政策目標とルート帯及び湖西市内にインターチェンジが設置される方針、こういったものが決定をされております。

アンケートの結果が反映されてるかどうかというところですが、アンケートから約1キロ幅のルート帯が決まってきました、その後、ルート帯の中での、先ほど申し上げました、いろんな条件を検討しながら現在のルートということで決まってきたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） いろいろあって今のルートになったと思うんですけども、そういうアンケート結果とか、山沿いに造るということはやめて、こういうふうになるというのは事前に地域にアンケートの結果とか、そういうのは皆さんに知らせているのかどうかをお伺いします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆祐） アンケート結果をやめてということではなくて、アンケート結果に基づきまして約1キロ幅のルート帯が決められたと。その上で今回のルートというのは、その1キロ幅の中で今回のルートが決められてきているということであります。アンケートの結果が全くなくなっているということではございません。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） 地域の人たちは、今、部長が言われたような感覚は全く持ってないですね。そういったもろもろの経過があって今のルートになったと思うんですけども、そのことについては幾ら話をしても何ですけども。原案のルートでいわゆるトンネルという検討は一切なかったですか。

○議長（神谷里枝） 暫時休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで暫時休憩を取らせていただきます。再開を11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

土屋議員の質問の調整にまだまだ時間を要します。ですので、これでお昼の休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

午前11時21分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、11番 土屋和幸議員の発言を許します。土屋議員。

○11番（土屋和幸） また引き続いてということで、よろしくお願いいたします。

私の4番目の質問でトンネルの話を再質問しましたが、それは取り下げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷里枝） はい。

○11番（土屋和幸） じゃあ5番目の工事や供用開始による住環境への影響について、地域住民へはどのような説明がされるかお尋ねいたします。

○議長（神谷里枝） 都市整備部長。

○都市整備部長（勾坂隆弘） 土屋議員にお答えをいたします。

工事や道路の開通による沿道の住環境への影響につきましては、現在作成中の環境影響評価準備書の公告・縦覧及び説明会の開催が予定をされております。

今後、県が主催をいたします環境影響評価準備書の説明会については、改めて広報等で市としてもしっかりと周知をまいります。

さらに、事業実施段階におきましては、事業者とともに、地域の皆様の理解が得られるよう適宜説明会を開くなど対処をまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。地域への説明を丁寧にいただけたということで了解しました。

じゃあ6番目の。

○議長（神谷里枝） はい。

○11番（土屋和幸） 地域の不安を解消するためには、どのようなことが必要と考えますかという話なんですけれども、その中に、現在はそういった、先ほどから申し上げてるいろんな問題があって、市政に対する不信感やそういったものが地域の中では蔓延しているんじゃないかというふうには私は思っています。この道路ができることによる湖西市のメリット、知波田地区のメリットは何があるかをお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） すみません、通告内容とちょっとずれがあるかと思います。

○11番（土屋和幸） それは地域の不安の中の1つだというふうに理解してるんですけども。

○議長（神谷里枝） ですので、まずは通告どおり、地域の不安を解消するためにはどのようなことが必要と考えるかということで答弁させていただいてよろしいですか。

○11番（土屋和幸） はい、やってください。

○議長（神谷里枝） では、市長、お願いします。

○市長（田内浩之） ありがとうございます。本事業は、整備完了までに相当の期間を要する長期プロ

ジェクトであると認識をしております。

この間、国や事業者・県・市が、地域の抱える課題を共有しながら、解決に向けて取り組む必要があると考えています。それぞれの立場で、できること、できないこともあるかとは思いますが、国や事業者・県に対しましては、地域住民に寄り添った丁寧な対応を求めてまいります。

また、我々市といたしましては、一番身近な行政機関として、地域の皆様の意見やニーズを伺い、まちづくりの観点から、人口減少への対応や、地域のくらし環境の改善に向け、交通、産業、医療・福祉、防災、子育て、教育等様々な分野が連携し、いわば「オール湖西市役所」で、地域とともに課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） そういったことで市長の御答弁にもありましたように、湖西市の発展のためにいろいろ考えていただけるというお話だったですけども、先ほど私が申し上げたように、そういった中で、この道路によって知波田地区の何かメリットというのはあるかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 再質問ありがとうございます。まず、土屋議員、知波田地区にメリットがあるという。

もう一回確認なんですけど、知波田地区にどのようなメリットがあるのかという御質問でよろしいでしょうか。

○11番（土屋和幸） はい、結構です。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 御質問ありがとうございます。まず知波田地区のメリットといたしましては、やはり、ちょっと知波田地区だけということではないんですけども、湖西市全体ということかもしれませんが、まずはやはり産業、そしてまた防災のメリットというのがあると思います。また、ちょっと知波田にインターチェンジができる予定ではないですが、すぐ近くの神座にインターチェンジができるという

ことで、やはり物流等々のメリットというのは考えられるかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） 神座も知波田ですので、それは了解しました。そういったことで、以前ちょっとお話聞いたときには、豊橋のハートセンターに15分で行けるよという話も部長から聞いてたので、それは早くなるんだなというのは理解しましたので。

それから最後に、市ができるかどうか、市が担当なのかよく分からんですけども、そういう地域へのそういった道路にかかる人たちへの、いろんなお話、補償とかいろんな問題があると思うんですけども、こういったことは市は担当しないということでよろしいですか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） お答えといたしましては、しますというお答えになるかと思えます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） 補償の関係は市が担当するですか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） すみません、ちょっと補足をさせていただきますが、市も国や県と協調をして対応させていただくことになります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） そういったことで、市長のほうで本当に先の話なものですから、ただ、先の話といいながら、その影響を受ける民家の方にしてみれば、自分のことなので、大変心配しているんですよ。それはなぜかという、変な細かい話で申し訳ないんですけども、自分の土地を動かして、じゃあどこへ移るのとか、その移るお金は全部出してくれるのとか、そういったことについて、市が関わっていただければ市と相談もできるので、いつの話か分かりませんが、そういった市も関わるということをご断言していただいたので、それは先の話で、私らが死んでからの話かもしれませんし、分か

りませんが、そういうことで理解をいたしました。

浜松湖西豊橋道路についてはいろいろ意見はあると思うんですけども、いろんなところもこの事業についてはとにかく出来上がったときに、これは誰がどういうときにやったかという話が必ず後世の時代に出るので、そういったときには、今、担当されている市長なり、そういった方々のお名前が残りますので、引継ぎとかそういったこともよろしくお願いをいたします。

これについては以上で終わります。

○議長（神谷里枝） はい。主題2ですね。

○11番（土屋和幸） はい。質問の2です。学校再編の取組についてをお伺いします。

非常に蒸し返すようで申し訳ないんですけども、少子化の進行により、本市においても児童生徒数の減少が続いており、将来を見据えた学校再編が進められているものと認識をしています。

特に北部地区の学校再編では、通学距離の増加が見込まれることから、児童生徒の通学手段の確保が重要な課題となっています。

本市の学校再編の目的とこれまでの経緯を再確認するとともに、学校再編後も保護者や児童生徒が安心して安心・安全に通学するためにお伺いします。

1つ目ですけども、湖西市の学校再編の目的と経緯を改めてお伺いします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えいたします。

急激な少子化の進行を考慮し、子供たちにとってよりよい教育環境を充実させるということを目的として学校再編の検討を行い、市が令和5年5月に湖西市立小中学校再編方針を策定いたしました。

北部地区につきましては、東小学校と知波田小学校を統合し、湖西中学校を小中一体型とするか、岡崎中学校と統合するかについて検討を行うという方針であり、中学校の在り方について検討を行ってまいりました。学校再編検討委員会や地域の方からは、「子育て世代の声を聞いてもらいたい」という御意見があったことから、子育て世代を対象としたアンケートを実施し、保護者や地域住民との意見交換会

などを経て、令和7年3月に北部地区の学校再編基本計画を策定いたしました。その基本計画に基づき、東小学校と知波田小学校の統合、湖西中学校と岡崎中学校の統合に向けた準備を進めているところであります。

白須賀地区につきましては、小学校は存続、中学校は近隣の中学校に統合するという方針であり、中学校の在り方について検討を進める中で、学校再編検討委員会や地域住民、保護者から「中学校の存続」を望む声を多くいただいたことから、改めて幅広い御意見を伺う必要があると考え、白須賀地区の地域住民全体に対するアンケートを実施いたしました。そのアンケート結果を踏まえ、現在も引き続き検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。そういったことで、知波田地区の少子化ということも分かっているんですけども、いや、私が勝手に思っているのは、財政的に余分なお金を市が使うのも大変だし、少しでも統合してやっていくのかなという考えを私は持ってたんですけども、それとやっぱりクラス替えができないのはいかながなものかということもあって、私も正直言って北部の統廃合はどっちみちやむを得ないという感覚を持ってたんですけども。

白須賀地区の話聞いてると、周囲のいわゆる地域住民の意向を遵守して、意向を大事にして統廃合を、取りあえず当面はと思うんですけども、やめたという、存続のままでいくという話だと思うんですけども。

そういった北部地区の例えば大知波、利木、横山なんかだと、小学校まで遠くなる。いや、太田や青平は変わらないし、太田なんか特に近くなるからいいと思うんですけども。そういった意味で、私が話したときに、誰が賛成しただって僕に言われたことがあるんですけども、まあ地域がいいって言ったんだから、地域って誰のことだなんて言われたことがあったりしたのでお伺いしたわけですけども。

そういったことから、その大変に面倒くさい話で

はあるですけども、地域の人たちにこういうことで白須賀は存続させる、北部は統合する、最終的には中学校は岡崎中学へ行くという説明をしていただけると非常にありがたいんですが、そのところはいかながなものでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

今、議員の御質問の中で、どこで決まったんだというふうな、そのようなお話もありました。これまでも地域住民や保護者と意見交換を長い間重ねてまいりました。その中で統廃合はやむを得ないであるとか、子供たちのために、少なくなってしまう、10人以下になってしまう知波田小学校については、その子供たちのためにも統合を早く進めてほしい。また、議員の御指摘もありました、通学方法についてしっかり考えてほしい等の御意見をいただいて、今に至っているところだというふうに考えております。

これまでも地域や地域の自治会であるとか、学校であるとか、保護者の皆様であるとか、説明をしてきているつもりであります。これからも統合についての準備をしていきますので、いろいろな節目で地域に説明を繰り返していきたいと思っております。その際に不安の声等があれば、また丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。今後もそういった方向で考えていただくということで。私としては統廃合に反対するものではないんですが、そういった声を地元の方から聞くからお伝えしただけと言やあそれまでなんですけども、よろしく願いをいたします。

ほんで2つ目ですけど、今、教育長がお答えいただいたんですけども。

○議長（神谷里枝） 2つ目というのは2問目ということ。

○11番（土屋和幸） 2問目。北部地区の学校再編について安心・安全なスクールバスの運行をどのようにお考えか伺います。説明会の折では、その通学の方法についてはなかったかのように思いますので

お願いします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、子供たちの安全を最優先として、既存の「コーちゃんバス」や「コーちゃんタクシー」の活用なども視野に入れて教育委員会と市長部局が連携して検討を進めております。通学距離だけではなく、通学経路の安全を確保することが重要でありますので、対象範囲や通学手段については慎重に検討をする必要があると考えます。これまで具体的には示してはきていないかもしれませんが、今後、統合準備委員会で具体的な案を提示し、保護者の皆様に丁寧に説明した上で、安心・安全な通学手段を確立してまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員。

○11番（土屋和幸） ありがとうございます。そういった教育長のお話をお聞きしたので、安心しましたので、了解いたしました。

以上で土屋の質問を終わります。

○議長（神谷里枝） すみません、暫時休憩とします。

午後 1 時46分 休憩

午後 2 時00分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

教育長。

○教育長（松山 淳） 先ほどの土屋議員とのやり取りの中で、1点共有をさせていただきたい内容がありましたので、ここで発言をさせていただきたいというふうに思います。

最初の1問目のところで、私が北部地区と白須賀地区の状況について答弁をさせていただいた中で、白須賀地区について、もう一度、繰り返して共有をさせていただきたいというふうに思いますのでお願いします。

白須賀地区につきましては、現在、地域住民全体に対するアンケートを実施したところであります。現在そのアンケート結果を踏まえまして、引き続き

検討を行っているところでありますので、何か決定している状況ではありませんので、その点、共有をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 土屋議員、いかがでしょうか。

○11番（土屋和幸） はい、了解しました。

○議長（神谷里枝） では、そういったことでよろしく御理解のほど、お願いいたします。

以上で11番 土屋和幸議員の一般質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 次に、8番 三上 元議員の発言を許します。

それでは、8番 三上 元議員。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） それでは、一般質問させていただきます。

主題1、住民投票の実施についてお伺いします。

日本の投票率は下降傾向が止まっておりません。スウェーデンの最近の国政選挙、2022年でしたが、投票率は81.3%でございます。スウェーデンでは学生時代に政治に関心を持ってもらうように、もう早い時期からそのような仕組みを持っているそうでございます。

戦後日本は1950年代は投票率が75%をオーバーしていたわけですが、しかし、ここ最近は50%台に落ちてしまいました。いつとき投票率が上がるかなというものはインターネットの問題から起きたけれども、それほど大きな変化ではないような感じもいたしております。もっと上がってほしいけれども、まだまだ上がっておりません。

2つ目に、小都市の議員はなり手不足のまま続いております。これは2つ大きな原因があると思います。1つは、今の仕事を辞めなければならないことです。辞めても今の仕事以上の収入はもらえそうもない、これが小都市の報酬でございます。もう一つは、4年ごとに失業する危険性があるわけでございます。幾ら給料が高くても4年ごとに失業するような会社にとっても就職する気はしません。だから子育て世代がちゅうちょするのは当然だというふうに思

います。それを解決するのは大変なことかもしれませんが、湖西市はこの点で一步踏み出したのかもかもしれません。

私は7年前は仕事を辞めなければならなくならないように、夜、議会をすればいいじゃないかというふうに思ったわけですが、議員同志の皆さんの意見はそれに対して誰も賛成をしてくれないという状況がございました。

3つ目に、政府は政治に関心を持ってもらうようにいろんな手を打っておりますけれども、なかなか成果が見えません。都知事選挙に石丸伸二さんが出て、大変な注目を集め、兵庫県知事選挙も大きな注目を集めました。しかし、大きなそれが流れになっているかということ、衆議院議員の投票率を見ても政治に関心がどんと高まったという感じはいたしておりません。民主党政権時代に討論型世論調査というものを行いました。面白い試みだと感じましたが、民主党政権が終われば違う政権はそんなことをやろうという気が全くないようでございます。

これらの問題は「政治への関心のなさ」だと思えますので、その打開策として「主権在民・市民が主役」だと市民が感じる方式、直接民主主義のやり方を取り入れるのはどうかと考えるに至りました。

日本の自治体なら住民投票ということでございますが、人口904万人の、静岡県よりは大きくて3倍近いんですね、このスイスでは毎年のように国民投票が行われております。2024年は4回、2025年も4回行われています。その住民投票を行うためには署名が必要です。その署名を得るために1,600万円ぐらいかかると言われておりますが、民主主義はそんなようなコストを払っても民主主義を続けるべきなんだというスイスの考え方であろうと思います。

隣の豊橋市でも最近、アリーナ問題で住民投票を行いました。古くは1996年、新潟県の巻町で「原発建設の是非」を問う住民投票が有名でございます。このときの巻町の町長とは、いまだに私は交流を持って、年に1回か2回、会っているということを続けております。

さて、質問の目的であります、この住民投票について市の姿勢としてどんな考え方を持っているの

かをお伺いしたいわけでございます。

具体的な質問ですが、当市の運命を決める重要案件について「市民の賛否を問い、その結果を見て市長が議会に承認を求める」、このように私はイメージしております。

対象になる問題は、1つは巨大な投資を伴うもの、2つ目は巨額な赤字を抱えているもの、もう一つは、将来的に不安な要素のある施設を受け入れることなどが挙げられます。

巨大な投資を伴うものとしては、市役所建て替え、病院建て替え、アメニティプラザの建て替えのような何億円や何十億円かかるようなもののときに市民の意見を問うという形がよろしいのではないかと思います。巨額の赤字を抱えるものとしては病院の廃止や大幅な縮小を決めるときが、その対象になると思います。

不安な施設の受入れの例は、核廃棄物の最終処分地の要請が国から来たとき、まさに昨日の新聞では小笠原村の一角、南鳥島を核廃棄物の最終処分場にしてはどうかと国が村長に提案をしたそうでございます。そのようなときに湖西市も住民投票を行い、政治への関心を高める好機だというふうに思いますが、湖西市としてはこの問題にどう考えるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。副市長。

〔副市長 片山彰宏登壇〕

○副市長（片山彰宏） お答えいたします。

議員御質問の住民投票につきましては、市民の皆様の判断が二分するような事例に対して条例制定をもって実施されるものと考えております。このような住民投票条例は、個々の判断すべき事例に対して制定されるもののほか、あらかじめ投票対象を規定した常設的な条例などが制定されていると承知しておりまして、議員のお考えのとおり、政治への関心を高めるには、住民投票という手段も大変有効であると考えております。

しかしながら、代表民主制との調和や法的な拘束力などが課題であるため、本市においての住民投票につきましては、それぞれ個別の事例に関して、慎

重に必要性を検討していきたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 御答弁いただきましたが、一般論としてこのように方針をするということは今言えない。そのとき大きな問題が起きたときに、その都度、住民投票をするかどうかを考える、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） 副市長。

○副市長（片山彰宏） 再質問ありがとうございます。全くそのとおりでございます。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 住民投票の今の制度は、最終意思決定者を住民投票という形にはできない制度になっておりますので、その住民投票の結果はあくまでも参考となって、そして議会が正式に承認をするというのが法律的な手続ではあると思いますが、例えば住民投票する前に、議会がこの住民投票で多数を得たものに関しては、議会は従うということを議決して発表してから住民投票すると、俺たちが最終決定者なんだという気持ちがはっきり伝わると思います。これは法律的な問題は議会の表明ですからね、その表明を破るということは、もう大きな議会の信頼を失いますから考えられませんか、法律的問題を含めて、場合によってはあなた方が決めるんだというときに議会も事前にそれを認めてますよというやり方をやったら、もっと迫力があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 副市長。

○副市長（片山彰宏） 先ほどもお答えいたしましたけども、その議会が条例に基づき実施する流れというのは、それは議員さんの提案でも住民投票は制定できるものと考えております。ただ、私は市民の皆様が考えが二分した場合、その場合が住民投票をやる機会だと思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 市の考えとしてはよく分かりました。今回はこれにて私の質問は終わりたいと思

います。

私の記憶では、片山副市長が答弁に出てきたのは初めてかなという感じがいたしますので、大変うれしい答弁を聞いたつもりであります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 次の質問ですね。

○8番（三上 元） 主題2に移ります。次の財源投入の本命は子育て世代ではないだろうかという質問であります。

背景と経緯でございますが、学校再編の議論をここ数年、白須賀、北部地区、2つで皆さん方の意見を聞いたり、役員の意見を聞いたり、職員の意見を聞いてまいりました。そこで感じたのは、子供の数が急激に減少中であり、どこまで落ち込むのか不安でならない、これが私の実感であります。湖西市だけの問題ではなく、日本も韓国も中国も同じ問題を抱えております。日本より韓国はもっと深刻だ。いや、その次に中国はもっと深刻だとも言われておりますが、いち早くこの人口減少対策に手を打ったのはヨーロッパの国々でございました。この人口の問題に関していろんな手を湖西市も打ってきたはずで

ございます。

1つはコーちゃんタクシーの改善を去年の10月に行いまして、私も大変すばらしい改革をしてもらったなど、その制度に対して、よくコーちゃんタクシーを利用するようになりました。80歳を超えた私と同世代の友達も大変喜んでおります。倍近いぐらいの利用者が増えたというのは、その評価されている証拠であろうと思います。40代や50代の人でも「老後も湖西市に住み続けよう」と思う効果があるので、流出を防ぐ効果は大きく、この政策は大成功だというふうに思っております。

質問の目的であります。この交通弱者対策は、人口の流出防止には効果がございますが、子育て世代の出産意欲の向上や定住・流入への効果はないとは言いませんが、それほど多くはないというふうに思わざるを得ません。住居を替わるときというのは、職場を替わったとき、結婚したとき、子供ができたとき、もう一人子供ができたとき、そんな形のもの住居の変更を考えるときでございます。最も重要

なのは、湖西市民が子供を2人、3人と育てたいと思うような少子化対策でなければならないと思っています。

幸いにもこの施政方針演説の中で、田内市長は最も重要な政策は少子化対策、子育て支援にあるというふうに思っているという言葉がありました。しかし、今年の政策に、おや、すごいのが出たなという感じはしていませんが、この質問は今年度予算の施策を問うものではなくて、中期的な方向を問うものでございますので、そのような趣旨で質問をしております。

明石市は、私も何度かお会いした泉 房穂さんが前市長でありまして、スタートからこの子育て問題、少子化問題に対して熱心な市長でございました。今、明石市は市長が新しく代わりましたが、子育てしやすいという評価を得て、人口が隣から流入もしておりますし、明石市の人たちの子育て世代にも大変好評でありますので、人口が市長が代わっても増えております。ただ単に給食のお金の問題とかいうことよりも、きめ細かなサポート体制も行っておりまして、子育てに関する職員の数も当時の前の市長に比べて倍ぐらい増えているという、そういう手厚いサービスも行っております。2年前に私は、前明石市長の泉 房穂さんを湖西市に招いて、実際に何十人かでお話を直接聞いております。湖西市の議員さんも声をかけて、何人かが参加をしてくれました。

そこで当市の次の財源投入の本命は子育て世代だと考えている私でございますが、市のその基本的な考え方について伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） ありがとうございます。総合計画第2期実践計画において、少子化の進行を課題とし、「暮らしやすさの向上」と「元気なまちの実現」を両立させる中で、「育み・学び」の分野において、子育て支援を重点施策として位置づけております。具体的には、保育・教育の受入環境の整備、放課後児童クラブの待機児童解消、子供の発達や子育てに関する相談支援体制の強化など、子を持つ親が「湖西市で子育てをしたい」と思う子育て環境を

整える施策を実行することで、本市の少子化対策につなげていきたいと考えています。

また、宅地の供給やまちのにぎわい創出にも力を入れ、将来にわたり本市を支えてくださる皆様に「住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを行うことが、子育て世代の定住や移住の促進につながるものと考え、中長期的な視点で施策を見極めながら、計画に基づき、重点的かつ効果的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 三上議員。

○8番（三上 元） 基本的な方向については市長も私と同じように考えているなということを実感できる答弁をいただきましたこと、ありがとうございます。

もう一つ、その基本的な考え方の中で、湖西市が注目を集めるぐらいのものを打ち出してもらいたいということを期待してるんですね。滝本議員がおっしゃいましたように、農業、やる場所いっぱいあります、ぜひ都会の皆さん、来てくださいということを経験を通じてもっと湖西市はPRすべきだというふうに滝本議員が、今日、一般質問で発言されたわけですが、少子化が進む韓国で、国に任せてはられないという会社が現れました。ついこの間のニュースでびっくりしましたが、うちの従業員が子供を1人つくったら1,000万円あげますというんですね、3人目を産んで3,000万円もらった人がいるということが報道されました。もうこれだけで宣伝効果が世界に行きましたから、こういう宣伝のやり方があるんだなというふうに私はびっくりしたわけですが、C h a t G P Tに聞いてみますと、それほど広がりがあるとは思えないという予測をC h a t G P Tはいたしておりました。理由は、オーナー企業としてはっきりリーダーシップがある人が実権を握ってるかどうか、それがないとこんな大胆なものではできないよと。そのような会社はそれほど多く韓国にはないので、広がりを見せるというほどの広がりはないのではないかと。しかし、一定の影響はあると。このような予測をしておりましたが。

何かやろうとしたときに、やはり注目をされるよ

うな目立った何か、スーパーで言うとチラシに目玉というのがあるわけですが、湖西市も子育て支援をしているよというのに明石市にも負けないように注目される何か、そんな形で、おっ、湖西市ってやるじゃねえかという、思うような形を来年、再来年あたりに出していただけることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で8番 三上 元議員の一般質問を終わります。

ちょうどここで三上議員の質問が終わり、あと13番の佐原さんの発言になりますけども、切りがいいところで暫時休憩を取らせていただきまして、再開を14時といたします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（神谷里枝） 次に、13番 佐原佳美議員の発言を許します。

それでは、13番 佐原佳美議員。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。

主題は2題、通告してございます。通告に従いまして、1題目から質問させていただきます。

主題1、不登校児童生徒の「多様な学びの場」の確保についてです。

質問しようとする背景や経緯は、昨年末、市内で不登校児童生徒や卒業生の「居場所」であり、「民間フリースクール」を営む団体代表より、「静岡県が2024年度より開始したフリースクールなど民間施設への補助事業を県の財政事情や校内教育支援センターを充実させるために、2026年度から廃止する方向」と県教育委員会から通知が届き落胆している。その補助金なくなると利用者の負担が増え、フリースクールの存続も危惧される。利用者（保護者）にその内容を伝え、緊急アンケートを実施したところ、「校内フリースクールのほかに民間フリースク

ールなど、子供の状況で選択できる多様な学びの場、居場所が欲しい。民間フリースクールがなくなっているのは困るし、利用者の負担が増えるのも困る」という回答が全回答ほとんどに記載されていたということで、県や市に利用者の声を届け、存続できる支援が必要と訴えたいという相談がありました。

また、県教育委員会が来年度に予算をつけて拡充したいとしている「校内教育支援センター」は、今年度より当市でも3つの中学校で開設しているため、様子を聞いたところ、月曜日から金曜日の1日当たりの平均利用数、3校の合計は、令和7年4月当初は7.1人、3校の合計ですが、それが今年になりまして、令和8年1月では23.6人となっており、利用する生徒が増加したという結果が分かりました。

民間フリースクールの利用者アンケート結果とこの状況を踏まえて、当市の「多様な学びの場」の拡充について確認をしたいというところで質問させていただきます。

質問の目的は、「子どもの権利条約」「教育機会確保法」に基づき、学校という場に強い不安を抱える子供たちに、多様な学びの場や居場所を官民連携で整備し、全ての子供に「教育を受ける権利」を公平に保障してほしいためです。

まず質問に入る前に、今述べました目的の中にありました教育機会確保法とはどういうものかというものをちょっと資料として載せました。不登校の児童生徒が休養の必要性を認められた上で、学校外（フリースクールや家庭など）で多様な学びの場を選択できるよう、国や自治体が支援を推進する法律で、平成29年に施行されてます。

学校復帰の強制ではなく「社会的自立」を目的とし、不登校を問題行動と捉えず、子供や保護者の意思を大切にしながら民間機関などとも連携して支援の対象とするということを不登校児童生徒への支援の在り方についてという文書に載せて、文部科学省初等中等教育局長が通知をしています。

では、質問に入らせていただきます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 1、今年度開設された3つの中学校の校内教育支援センターの実施状況から得ら

れた課題は何か。また、民間フリースクールを利用している子供の状況も民間事業者と連携して把握して、課題を把握されてると思いますが、そこら辺の共有をしているかということをお聞きいたします。

○議長（神谷里枝） 登壇して答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 松山 淳登壇〕

○教育長（松山 淳） お答えいたします。

校内教育支援センターは、登校できるものの在籍する学級に入れず別室で過ごす生徒が安心して学び過ごせる居場所として、今年度、3つの中学校に設置いたしました。各校の1日当たりの利用者であります。平均5人から9人程度の生徒が利用をしています。参加できる教科の授業には教室に行き、学んでいる生徒もいます。

課題は、設置されている学校が3校に限られていることであります。そのため、令和8年度は設置校の拡充を考えております。

フリースクール等を利用する児童生徒の状況につきましては、フリースクール等と学校との間での連絡を取り合っています。また、学校担当者、不登校支援の関係者が参加をする「不登校児等対策連絡協議会」を通じて情報共有をし、課題把握に努めております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。1日当たり5人から9人の生徒が3つの中学校でそれぞれ登校して校内フリースクール、校内教育支援センターで学ばれているということですが、そこに通われていない、民間フリースクールを利用しているお子さんの状況は、民間事業者と学校関係者が集まる、先ほど言われました不登校児云々の連絡協議会を通じて課題把握に努めているという御答弁でしたけれども、その協議会はいつ発足して、年何回ぐらい開催されているのでしょうか。

また、既にもう共有している課題とか対策があればお伺いします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

不登校児等対策連絡協議会につきましては、発足は平成9年度になります。年2回開催をしている協議会であります。なお、本年度の第2回より、これまで参加をしていた委員に加えて、オブザーバーとしましてフリースクール2団体に参加をしていたいただいているところであります。

協議会では、不登校児童生徒に関わる大人、これは保護者や教員や指導員やフリースクール等になりますが、情報共有や連携がこれまで以上に求められることなどが意見として挙げられましたので、各校への周知を図っていくところであります。

課題と対策ということで、課題につきましては、これまでは学校とフリースクールとが情報共有をする機会が十分ではなかったというのが課題に挙げられます。

対策としましては、これからも継続をして協議会を通して情報交換を重ねていくことであります。学校とフリースクールの双方が方策や考え方を意見交換することで、子供たちの成長を見守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。ぜひとも各校ごとに子供を取り巻く関係者、この一堂に会した年2回だけではなく、それぞれの学校の子供を取り巻く大人の関係者の情報共有の機会を設けていただければと思います。

では、次の質問に行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○13番（佐原佳美） 現在、校内教育支援センターが設置されていない小中学校の不登校児童生徒及び設置校でも利用していない子供に対する支援として、今後、校内教育支援センターの設置や内容の拡充の計画はあるのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

令和8年度につきましては、現在の中学校3校に加え、新たに中学校2校、小学校3校にも拡充をする予定であります。

設置校に在籍しながら、「校内教育支援センター」

を利用していない不登校児童生徒に対しましては、家庭訪問時などに該当児童生徒の実態やニーズを確認をして、環境面での配慮や活動内容の工夫に努めてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 拡充していくということは小学校3校と中学校2校というのは分かりました。

ですが、この拡充をしていく背景として、市内の不登校児童生徒の人数はこれまでどのように推移してきたのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

湖西市の状況であります、全国の推移と同様、小中ともに年々増加をしているところです。数字を挙げますと、令和3年度から6年度まで、3、4、5、6の4年間の数字を挙げますと、小学校で43、73、73、77というふうになります。令和4年度に少し大きく増加をしまして、4年度からは微増というふうな、人数で言えばそのような状況であります。

中学校につきましても、同じく令和3年度から4年間でお答えをしますと、83、93、115、117ということで、これも増加しているんですが、小学校に1年遅れて、令和5年に大きく増加をして、令和6年は微増というふうな形になっています。ただ、母数が変わっていますので、割合としてはずっと増加をしているような状況であります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。

再質問ですが、新年度に、今、中学校2校、推移はありがとうございました、分かりました。2校増やして、全中学校、5中学校に校内教育支援センターを設置するという。それから小学校は3校ということですが、小学校は5校あるわけですね、今後統合とかはありますけれども。その5校、小学校は6校あるわけですね、そのうちの3校にのみ設置する理由をお願いします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

不登校の発生率の高い3校にまず設置をすることとしたということでもあります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。

また、教育支援センターを利用していないお子さんへの支援は、先ほどは会合の中でさっきの不登校児童対策連絡協議会などでその子供さんの状況とかは民間フリースクールの先生から聞いたりとか、いろいろ把握していくということではありますけれども、校内教育支援センターでやはり活動してもらえば、せっかく設置してるのでいいかなと思うんですけども、給食も食べられるしということで。その実態を学校側から会合だけでなく、個々のニーズを把握するというはどのように把握していくのかということと。

また、現在の中学校の様子を聞きますと、職員は専従が1名で、兼務の先生が1名で2人体制ぐらいですが、参加されてる生徒さんが4月から1月にかけては増加しているということもありますし、かなり5校足す3校で8校で校内教育支援センターが開設されるわけですが、職員の数とか、教員不足とか聞いてますけど、それは大丈夫なんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

初めに、実態把握の方法であります、これは家庭訪問とか保護者面談を行う機会が学校にはありますので、その際に担任が該当生徒の実態であるとか、配慮が必要な面等について、本人だったり、保護者と面談をすることを通して把握に努めておりますので、これからも丁寧に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

職員の関係でございますが、校内教育支援センターは今御指摘いただいたとおり、会計年度の指導員と、あと校内の担当教員の2名で運営をしております。各学級担任、そして教科担任、あと管理職とか、養護教諭もおりますので、それらの様々な校内の職員と連携をしながら、可能な範囲で個別のニーズに対応しているところであります。本人と相談をしたりとか、コミュニケーションを図って、まずは子供

が安心して過ごせる環境づくり、雰囲気づくりに努めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。分かりました。職員さんの御苦勞も分かりますし、配置も大変だと思います。

では、3、質問3つ目に行かせていただきます。

○議長（神谷里枝） はい。

○13番（佐原佳美） 現在、市内3中学校の校内教育支援センターにおける支援内容は、それぞれに工夫しているようです。前述の「教育機会確保法」の趣旨を基本として実施しているのか、先ほども言いましたけれども、不登校は問題児であるとか、そのような認識ではないところで実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

校内教育支援センターでは、教室復帰のみを目標とはせず、生徒本人の意思を尊重して一人一人に合った支援を行うなど、「教育機会確保法」の趣旨に基づいた運営を心がけております。

そのため、授業への参加意欲がある生徒が幾つかの教科の授業に参加しているという例もあります。自分のペースで学習に取り組みたい生徒はセンター内で学習に取り組んでいます。

また、人間関係づくりの観点から、コミュニケーションを図ることを目的とした活動を意図的に設定しているという学校もあります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。もうちょっと深掘りというか、聞きたいんですけど、3つの現在の中学校の教育支援センターでの授業や取組は、ちょっと学校によってカラーがありますよというのは聞いてはいるんですけども、原則的な教育委員会から、もうこれはやってくださいというような授業だったり、取組のメニューというのはあるんでしょうか。それぞれの学校の特色とかあればお聞きしたいのですが。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

まず校内教育支援センターは学級ではありませんので、一斉授業というのは行っておりません。市教委からは、一人一人の子供の状況に合わせて支援を行うこと、授業への参加についてはどのような形で授業に参加できるか、本人の思いを確認しながら工夫をするということで働きかけをしております。例えば在籍する学級の時間割に合わせて授業に直接参加をしたり、またはリモートで授業を受けたりするなど、児童生徒の実態を考慮して支援をするという例を示しています。

また、授業に向かう生徒に指導員が付き添うというふうな工夫をしている学校もあります。

また、コミュニケーション活動として、おしゃべり、会話であったり、ちょっとした体験活動であったり、運動等を取り入れてるような、そんな工夫をしている学校もあります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。新年度に拡充する小学校3校と中学校2校についても、子供の意向を尊重して状況に応じた授業内容や取組になると思いますが、それぞれのメニュー、個々の子供さんへの支援プログラムというか、そういうものは専門的知見のあるアドバイザーの助言などを受ける機会は設けていくのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

専門的な知見のあるアドバイザーの助言ということではありますが、現在、湖西市にはチャレンジ教室があります。その指導員であるとか。既に3校で開設をしている校内教育支援センターの3人の指導員などからアドバイスを受ける機会を設ける計画をしております。

また、担当職員、これは先ほど申し上げました会計年度の指導員等、各校の担当教員ではありますが、その担当職員を対象とした研修会を6月と2月の年2回実施をして、支援方法について情報交換を行います。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。しっかりとベテランの先生たちや会計年度の方もキャリアのある先生をお招きして指導員となっていることと思いますが、ぜひとも新しいいろいろな知見というか、大学などでの学識者の意見なども聞くような、そういうスーパーバイザーなどを研修に呼びしたりしていけたら、とにかく指導者も煮詰まらないような体制づくりが必要ではないかなということをおっしゃっていますので、よろしくお願いします。

では、次、4番目に行きます。

○議長（神谷里枝） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 不登校児童生徒や保護者が希望する「多様な学びの場」に対する支援の在り方について、校内教育支援センター以外の支援も検討していくお考えはありますでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えいたします。

不登校児童生徒の社会的自立の確保のためには、多様な学びの場が整備されていることが重要であるというふうに認識をしています。

教育委員会としましては、校内教育支援センター以外の新たな「学びの場」の設置は現在検討していませんが、校外のチャレンジ教室、校内教育支援センターの充実を図り、引き続き、校外や校内の学びの場の確保に努めてまいります。

また、民間フリースクール等との連携や、県教育委員会の事業である「しずおかバーチャルスクール」の支援などにも継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。以前、県がしずおかバーチャルスクールというのをやるよという新年度予算のところに2年前ほどですかね、のったときに私も一般質問をしましたが、県がやるのでということでしたが、湖西市の子供さんもそれを利用できるということはよかったなと思うんですけど、そのインターネットによるしずおかバーチャルスクールを利用している市内の児童生徒さ

んの数というのはどのくらいですか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

利用の実態までは正確に把握できていませんが、登録している児童生徒数のデータがありますので、お伝えしたいと思います。

小学校では、4月の段階で2名、3月の段階で7名、これは昨年度のものです。中学校は4月の段階で2名、3月の段階で9名の児童生徒が登録しております。先ほどもちょっと申し上げましたが、利用する頻度であるとか時間については、児童生徒によって異なりますし、登録後に、これは県からの伝えられた内容ですが、登録後、ほとんど利用していない児童生徒もいるというふうに聞いています。

活動内容は、オンライン教材で自学自習、アバターを通した他者との交流、新たな学びができる体験活動などを行っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。湖西市の現状を県にこのバーチャルスクールの利用に関して、また届けていく機会というのは、そういう設けて、協議する場というのはあるのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

市町教育委員会の担当者が参加をする連絡会が年2回実施をされていますので、そうした場でバーチャルスクールの課題や対応策については県教委に投げかけていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。せっかくオンラインによってお金もかけてやってる事業ですので、全県下の子供さんが利用でき、湖西市のお子さんでもそれが合うタイプのお子さんにはどんどん周知してもらって、生かせるとういことだと思います。

この一般質問をする背景と経緯を冒頭で申し上げましたが、静岡県から民間フリースクールへの新年度補助金の打ち切り案につきましては、この通告を出した後の2月13日に回避されたという情報が入りま

して安堵をいたしました。民間フリースクールの運営状況は市内2か所のみならず、どこも厳しい状況と聞きますが、民間フリースクール等への、特に新たな学びの場は検討してませんという御回答ではありましたが、民間フリースクール等への経済的支援のみならず、ほかに何か検討してることはございませんでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

教育委員会としましては、まずは校内教育支援センターの拡充を優先して進めてまいりたいというふうに思います。そのため、現段階でフリースクール等への支援や経済的支援については検討してはいません。引き続き静岡県の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

1点だけ、先ほどの私の発言で訂正してよろしいでしょうか。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○教育長（松山 淳） 先ほどバーチャルスクールの登録人数をお伝えしました。その中で、私、昨年度のものというふうに伝えましたが、令和7年度、今年度のデータでありましたので訂正させていただきます。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。これは通告してありませんので私の意見ですけど、民間フリースクールの方々への支援は経済的支援のみならず、補助金がカットされるから補助金をつけてねということではなくて、県は補助金を再開する様子でございますけれども、そういうことなく、今回この一般質問をするに当たって2か所のフリースクールの方々に調査をさせていただいたときに、やっぱり望まれることは場所の確保というのが大変に苦勞されている、子供たちが元気に走り回ったり、ボール投げができたという場所も欲しいということで、今後、公共施設の再配置等、いろいろ検討もされていくことと思いますが、北部の小学校で統合されて、学校としては使わなくなった空き教室や体育館の一部でも、こういう民間のフリースクールの

方たちが充実した子供さんへの支援ができるような活用なども検討していただければいいなという、これは意見として述べさせていただきます。

では、5番目に入ります。

○議長（神谷里枝） はい。

○13番（佐原佳美） 子供たちの多様な学びの場として、文部科学省が令和6年に発出した文書に、旧「不登校特例校」が令和5年より「学びの多様化学校」という名前に変更されて、どの地域からでも入学でき、カリキュラムも柔軟な、早い時間に終わってもいいとか、そういう柔軟な小中学校との解説がありましたが、風光明媚な湖西市の小規模校などで、特色ある学校として開設できないか検討はいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えします。

まずは、校内教育支援センターの拡充を優先して進めております。そのため、現段階では、「学びの多様化学校」の開設については検討はしておりません。

しかしながら、不登校児童生徒の支援は重要な施策でありますので、引き続き研究をしてまいります。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 了解いたしました。結びにですけれども、2月25日に白須賀地区の学校再編検討委員会の傍聴をさせていただきました。そのときに委員の中から、特色ある学校として小規模特認校への登録など検討してもらえないかという、その委員さんは座長のお話を聞くと、結構訴えられてるようなんですが、以前から。そんな声もありました。

また、白須賀小学校は、今、4年生になる子供たちが小学校1年生のときに市がバリアフリーに改築してもらったり、雨にぬれないように軒を広げてくださったりして、浜松のほうに肢体不自由のお子さんに通われてたけれども、湖西のお子さんは湖西ということで、白須賀小学校を利用して入学されて、そのお子さんたちが今4年生で、とてもいい環境で学ばれてるということを親御さんから感謝された言葉を聞いております。

そして、その方たちも今4年生ですので、今度5年生になるし、中学校のときには、またどっか浜松市の学校、特別支援学校、探さないといけないんですかみたいなことを2年ほど前に言われたときに、当時の学校教育課長でしたかね、関係者にお尋ねしたら、白須賀中学校で引き続き学んでいただけると言うという向きの返答がありました。それは個人的な返答でございましたけれども、お伝えしたら大変喜ばれていて、今はいろんな特別支援学級がある中で、白須賀は肢体不自由のお子さんの教室もあるという、他校にはない学校になっております。そういう、また白須賀は周りには農業体験をやろうと思えばできるような、すばらしい、先ほどのお話もありましたけれども、そういう地域でもありますので、ぜひともそういう今いろいろ学びの多様化学校は検討しておりませんということではありましたけれども、また小規模校の在り方の中に含んでもらえたらどうかという思いでおります。

そして、不登校児童生徒の中には、たくさんの、最初、県からの補助金がカットされるというときに、アンケートを取ったというものを見せていただきました。もう行間がないような、また小さなフォントの字で、9ページにも及ぶお母さんたちの書き込みを読ませてもらったわけですけど。その中で私が一番センセーショナルに思ったのは、校門に行ったら、校門見ただけで気絶したという、そういうお子さんがいた。また、そういうお子さんの心理と親御さんの心理という、また心の健康ということのためにも、より多様な学びの場の研究をお願いしたいと思います。

主題1については、ありがとうございました。以上です。

じゃあ引き続き、主題2へ行きます。

○議長（神谷里枝） はい、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 市長施政方針についてです。

質問しようとする背景や経緯は、市長の令和8年度に向けた施政方針を拝聴し、子供の発達相談支援と障がい者相談支援事業の拡充が盛り込まれていたことから、市長の目指す子供から大人までのそれぞれの相談支援体制を確認したいということです。

質問の目的は、発達に課題のある乳児からの子供から、障がいなどで生きづらさを抱える大人までのライフステージごとに寄り添う相談支援体制を確立してほしいたためです。

質問事項1です。市長の施政方針の③教育環境の充実と次世代育成「育み・学び」の項で「新所子育て支援センターに新たに相談員を配置し、発達支援の対象年齢を未就学児までから小学生まで対象を広げる」「保育士と心理士による巡回相談を通じて園との連携強化を図る」とありましたが、今回の対象年齢を拡大する政策的意図をお伺いするのと、今後、段階的に対象年齢の引上げを視野に入れているのかをお伺いいたします。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 新所子育て支援センターでは、これまで未就学児を中心に早期支援に取り組んできました。一方、発達に関する特性や課題は、小学校入学後に学習や集団生活の中で顕在化するケースが少なくありません。

現状、小学校では学級担任やスクールカウンセラーが相談業務に携わっていますが、余力が限られており、体制に課題があると認識しておりました。

この課題解決のため、新所子育て支援センターに相談員を配置し、未就学児から小学生までの一体的な相談体制を構築します。

また、相談窓口を増やすことにより、保護者にとっては相談先の選択肢が増えることとなります。

発達相談は早期対応と継続性が重要と考えており、まず相談体制の確立に注力し、併せて対象年齢の引上げについても研究をしております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございました。ありがたいことだと思います。

再質問ですが、子供の対象年齢を引き上げた相談窓口の選択肢を増やす研究も新所子育て支援センターに限らずお願いしたいです。また、新所子育て支援センターの事業に既にあったと思われますが、保護者間の交流や相談、いわゆるピアカウンセリングの場の提供や支援の拡充も新所子育てセンターなり

「にこりん」なり「のびりん」なりというところで
拡充も願いたいですがいかがでしょうか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 再質問ありがとうございます。

まず対象年齢を引き上げる研究ということでございますが、やはり発達障害というのは私の経験でも
顕在化してくるのが結構その子によって違うということも考えられると思います。また、例えば就学前ですとなかなか園の先生から、ちょっとお子さん、ひよっとしたら可能性がありますよと言いつらいというのもお話として聞いております。それで小学校就学後に顕在化してくるということもありますし。また、状況によっては、やはり周りの例えばスポーツやったり文化活動やったりで、劇的に改善してくるお子様もいらっしゃるということでございますので、やはりその場、その場でその子に、一人一人に即したやはり対応ということが必要かと思っておりますので、やはり対象年齢を引き上げる研究というのは引き続きやってまいりたいなと考えているところでございます。

また、ピアカウンセリングの御質問でございますが、こちらに関しましては、同じような立場や悩みを抱えた方々が集まって、支え合う場を提供することも子育て支援拠点施設の重要な役割だと認識をしておるところでございます。

新所子育て支援センターでは、発達支援事業の講座内の座談会などを通じて悩みや子育ての工夫など、保護者同士が共有できる機会を設けてると伺っております。保護者の心理的負担軽減や子供への理解を深める機会にもなっていることから、引き続きこうした場の提供にも努めてまいりますし、また、市としてもしっかりと支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

では、質問2に行きます。

○議長（神谷里枝） はい。

○13番（佐原佳美） ④という施政方針の中の④の

地域医療・福祉支援体制の確保「健康福祉」の項に「令和8年10月に障害者基幹相談支援センターを開設し、地域の相談支援機関への支援と地域関係機関との連携強化を進めます」とありますが、「地域の相談支援機関」とは、対象とする機関の範囲をどこまで想定しているのか。また、市長の目指す「相談支援体制」の全体像をお伺いします。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） まず、地域の相談支援機関とは、計画相談支援事業所を指しております。

支援については、主に2つの役割があります。1つ目は、総合的かつ専門的な相談支援として、困難なケースに対応する支援者のサポートを行うことです。2つ目は、地域の相談支援体制の強化に向けた取組であり、具体的には、相談支援事業所への専門的な指導・助言、事業所の人材育成のための研修の実施や基幹相談支援センターでの受入れ、また地域の相談機関との連携会議の実施が挙げられます。

基幹相談支援センターは、個別支援を行う計画相談支援事業所の底上げを図り、質の高いサービスへとつなげることを目指しています。そのため、利用者に対しましては、間接的な支援になるものと考えています。

私が目指す「相談支援体制」は、特定の分野に限らず、相談の入り口は、御近所の方、民生委員児童委員等地域のあらゆるところから始まり、そこから市やサービス事業所等の専門機関につなげ、地域の支援機関が知恵を出し合い、協力しながら、それぞれができることを行う多職種連携により、着実に出口に向かっていくことのできる体制を構築することです。どの機関も一手に担うのではなく、地域の仲間と協力して少しずつ役割分担をし、必要に応じて多職種で協議できる場を常に設けることが理想であり、このような取組が「暮らしやすさの向上」につながり、市民の生活満足度を高めていくものと考えております。以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。ちょっとまず素朴な疑問というか、再質問ですけど、新設の障害者基幹相談支援センターはどこに設置さ

れるのでしょうか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） お答えいたします。

場所はおぼとに開設をいたします。おぼと内での配置については、障がい者相談支援センターみなづきさんと併設する形で、生活困窮を担当している社会福祉協議会の場所に配置し、社会福祉協議会がみなづきさんの場所に変更することを想定をしております。以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） じゃあちょっと配置替えがあるということですね、10月からですかね。はい。

そのセンターが支援・指導する計画相談支援事業所、何回も出てくる言葉ですけど、それは障がいをお持ちの方が常日頃から就労や生活介護など、個別サービスを計画する際に相談している事業所のことだと思うんですが、おぼとにある障がい者相談支援センターみなづきのように、市民の皆様が直接障がいについて相談に行くところではないという理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 御質問ありがとうございます。議員のおっしゃるとおり、計画相談支援事業は、障がい者サービスを利用する際に必要となる計画の作成や個人に対して相談支援を行う事業所でございます。そして、基幹相談支援センターは、市民の皆様ではなく、この計画相談支援事業所に対して相談支援を行う機能を担うものです。いわゆる後方支援をさせていただく機関になります。以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） よく分かりました。最初、何がどうなるのかなという、みなづきとの関係はとか、いろいろ思ったんですけど、分かりました、ありがとうございます。

その役割の、先ほど述べていただいた2つ目の内容の中に、基幹相談支援センターでの受入れというのがあったんですけども、これは相談支援事業所、いろいろ市民の皆さんの計画を日頃立てていただいている職員さんをこの基幹型のセンターに来てもらって、研修してもらおうという、そういう意味でしょ

うか。

○議長（神谷里枝） 市長。

○市長（田内浩之） 議員おっしゃるとおり、基幹相談支援センターが計画相談支援事業所に従事している相談員を実習として受け入れ、人材育成を行うものであります。以上です。

○議長（神谷里枝） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。それぞれの相談支援事業所のスタッフの皆様もベテランとは存じますが、よりよい、新しいスーパーバイザーを得て、またそれが市民の皆様プランニングとして歓迎されていくことと思います。

あと結びにですが、ぜひとも多職種連携という言葉というのは介護保険制度スタートするときにもすぐ何回も何回も出てきて、皆さんの中に刷り込まれた言葉ですけど、ぜひそれをいろいろな、先ほどの不登校の子供さんたちも、その子を取り巻く大人のネットワークというか、情報共有ということもありました。そのように、その多職種連携を図って、市民に寄り添った市の相談支援体制の構築をお願いします。

そして最近、新所子育て支援センターの相談で、きめ細かな専門的な助言をいただけて、うれしかったという声をお聞きしました。一方で、おぼとに未就学児の相談に行った際の対面した職員の対応に、悲しくて、悔しくて、泣きながら帰ったというお母様のお話も聞きました。市民の皆様喜んでいただける相談窓口や相談支援の体制が拡充されることを願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 以上で13番 佐原佳美議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問を終わります。

○議長（神谷里枝） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時45分 散会
